

繊維独占による中小企業支配の実態

金融・流通・協同組合論学科 安満弁吉

はじめに

大阪の東北に位置する門真市は弱電独占松下電器の城下町といわれている。ここで中小企業を営んでいるというと「松下の下請けですか。」といわれる。「いいえ。」「では三洋（同じく弱電独占の三洋電機）の下請けですか。」それほど中小企業と下請制は分かちがたく考えられているのである。

下請制とは「一般に中小企業が大企業である親会社（元方資本）から部品製造・素材加工などの注文を請負い、一定の加工賃の支払いを受ける関係をいう。」¹⁾ 1976年の「工業実態基本調査報告書」によると従業者300人未満の製造業において下請企業に属するものは60.7%である。²⁾ その比重は大きい。中小企業=下請企業とみなされるのもむりはないかも知れない。しかし下請企業でない中小企業も数多くある。そのような企業は大企業・独占企業の支配を受けていないかとうと決してそうではない。

中小企業の研究は「規模=量」の小さな「企業」そのものの研究ではない。それは、資本主義の歴史的発展過程のなかで必然的に生じた「矛盾」としての、中小企業の「問題性=質」の研究なのであるといわれている。³⁾ そしてすべての中小企業が同じ方法。形態で大企業・独占資本に支配され収奪されているわけではない。大企業・独占資本に資本関係のうえで系列化されているものもあれば、一おう独立した企業になっているものもある。生産技術体系のうえで下請関係にあるものもあれば、一おう自由な売買関係にあるものもある。

私はこの独占資本による中小企業支配の区別と同一を考えるなかで、重層的な中小企業支配の実態とその構造を明らかにし、中小企業発展の方向を見出したいと思うのである。

- 1) 経済学辞典編集委員会編『大月経済学辞典』大月書店 1979年392ページ。
- 2) 中小企業庁昭和51年「工業実態基本調査報告書」第23表。
- 3) 中山金治「中小企業論の立場と問題点」『経済』1973年5月号、139ページ。

I 中小企業とは何か

「中小企業」という言葉の中には「亡びゆくもの」というイメージがある。あるいは少くとも「救済すべきもの」というイメージがある。はたしてそうだろうか。そもそも中小企業とは何か。中小企業基本法には「中小企業者」について次のような規定がある。

1. 資本の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、工業、鉱業、運送業その他の業種（次号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの。
2. 資本の額又は出資の総額が1千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であって、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が3千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの。¹⁾

「大」と「中小」を区分する場合何らかの数字を基準としなければならない。大企業と中小企業を区分する場合資本の額又は常時使用する従業員の数によって区分するのは把握しやすく一おう妥当なものと考えられよう。

しかしその前に「大」と「中小」を区分するのはその間に質的な違いがあるからではないだろうか。中小企業基本法についていえば多くの企業の中から「中小企業」をぬき出して特別の対策を立てなければならない「問題」があるからではないだろうか。量的に区分する前になぜ量的区分が必要なのかという質的区分が重要であろう。

〈中小企業基本法では「生産性、企業所得、労働賃金等の著しい格差」といっているが、なぜそのような格差が生じるのか。大企業・独占資本による中小企業の支配・収奪をぬきにしては考えられないであろう。〉「中小企業というものは、スケールだけで決まるものじゃないんだ。大資本の圧力をもろに受けつつ、経営をしなきゃならないのが中小企業だ。²⁾」

こういう質的規定を前提にすると、一口に「企業」といってもいかなる社会経済的観点からいかなる意味の企業を単位として区分するかということが問題である。中小企業基本法では法的な会計計算単位としての企業がその単位となっている。これでよいのだろうか。この点を考えるうえで参考になるのは、野村秀和氏の次の指摘である。

「総資本を構成するそれぞれの個別資本は、従来までは、個別企業と同じものとみなされていたか、または、この区別が、それほど重要とは考えられていなかった。しかし、資本主義が独占段階へ『発展』するにともない、個別資本が自らの資本蓄積のために、個別資本と個別企業のちがいを意識的に活用するようになってきた。したがって、分析視点として、個別資本と個別企業は、その本質的な資本蓄積上の役割や性格を、概念上、明確³⁾に区分しなければならなくなってきたのである。」

この観点に立つならば、中小企業は必ずしも中小資本ではない。中小企業には大資本が系列化して所有する中小企業と依然として中小資本が所有する中小企業があるということになる。そして現実にはこの区別は大切である。ここで大資本の「所有」というのは必ずしも株式の過半数を所有するという意味ではなく、その企業の経営に支配的影響を及ぼしているという意味である。もっと端的にいって、経営者の首をすげかえることができるのは誰かということである。中小企業では、株式を所有していないなくても販売、購入あるいは金融を独占することによって容易にその企業の自主性を奪い、経営を支配することができる。またここでいう「大資本が所有する中小企業」とは、大企業の利益操作のための会計上の別会社=トンネル会社を含まないことはいうまでもない。

大資本が系列化し所有する中小企業ではどのようなことが行なわれているか。ここでは企業の経営者は親会社によって任免され、子会社では社長だが親会社へ帰れば単なる管理職にすぎない。したがって常に親会社の方に顔を向けて大資本の立場に立って経営し、個別企業の立場には立たない。いわんや労働者の利益は守られるわけがない。例えば合織U社系列のO染工では従業員の間で次のようにいわれているという。「社長とはたかだか3年のつき合いだが組合長とは一生のつき合いだ。どちらのことを聞いたらよいかいわんでもわかるだろう。」と。

このような個別企業に大資本から派遣された社長は、決して中小資本の所有する中小企業の社長=普通は資本家がそのまま社長であるオーナー社長=と同じ問題で悩んでいるわけではない。例えば資金繰りにしても大資本から派遣された社長は「オーナー社長は自分の財産を少しけずすれば資金繰りがつくが、われわれはいかにうまく資金計画書をつくり、親会社から叱られずに金を引き出すかに苦労している」と。これに対して日夜資金繰

織維独占による中小企業支配の実態

りに追いまくられているオーナー社長はいう。「ばかなことをいうな。資金計画書を書いて頭を下げれば金ができるのなら、いくらでも計画書をつくりいくらでも頭を下げる。」と。

かって「高度成長」はなやかなりし頃次のような話があった。合織T社の一管理職が担当重役の命により系列下のD染工の企業分析をすることになった。彼は直ちに北陸にあったD染工に出向して生産、営業、財務のすべてを調査分析し帰社して報告した。いわく、「あの会社は生産面でも金融面でも何の援助も要らない。ただ、わが社が充分な発注をしてやり適正な加工賃を出してやれば数年もたたぬうちに立派な会社に立直るでしょう。ところが彼は担当重役の激怒を買い数年は仕事を与えられず完全に干されてしまったという。

私は最初この話を聞いた時、大企業には何とばかり重役が居るものだ。染色工場で充分な受注と適正な加工賃があれば資金援助などは要らない。その通りではないか。T社にはそれだけの力は充分あるのだからむだな金を出す必要はないと考えた。しかし先の個別資本と個別企業との区別ということからT資本の立場に立って考えると、D社の経営を支配することすなわち金を貸し、設備投資をさせ、割高な金利や機械代金でD社を収奪するのがその目的である。T資本の立場からはこの重役が激怒したのが正しいのであって、先の管理職はD社のためのD社の企業分析を命ぜられたのではなく、T資本のための企業分析を命ぜられていたのが理解できていなかっただけのことである。先の資金繰りの話といい、この設備投資の話といい、個別企業の経営の自主性が少しも認められないところに大資本に所有される中小企業の一般的な特徴があるのである。

しかし、大資本に支配され収奪されているのは決して大資本系列の中小企業だけではない。I商事系列のO染工はオイルショック後数年間にわたり安値受注をして年に数億の赤字を出し続けた。

これはもちろん親会社からの充分な資金援助があってはじめて可能なことであった。中小資本所有の染色工場がこんな企業とまともに競争したらたちまちまいってしまう。同規模資本の間の競争ならまだできるが大資本系列の中小企業とはまともな競争は恐ろしくてできない。しかし他方ではその安値受注についていかなければ「仕事」がなくなる。だから中小資本所有の中小企業もしぶしぶ「競争」の場に引き出され、加工賃引下げ競争に参加する。こうして加工賃の低位安定がはかられ、製品のコストが下がり、オイルショックによる原料高が吸収されていったのである。その成果はすべて大資本の手中に入り一企業に投入された資金などは充分につぐなわれたのである。

大資本系列の中小企業にも労働者の立場からは中小企業共通のいろいろな問題があるが、いわゆる「中小企業問題」を考える場合は、大資本系列の中小企業と中小資本所有の中小企業とは区別して取り扱うべきであろう。

- 1) 中小企業基本法(昭和38年法律154号)
第2条。
- 2) 蟹川虎三「私の経済論」『経済』1979年1月号、23ページ。
- 3) 野村秀和『現代の企業分析』青木書店
1977年、16ページ。

Ⅱ 中小企業の地位

現代日本の中小企業問題の重要性は何よりもまずそこで多くの人々が働き収入を得ているという現実そのものにある。この観点に立つならば、国内の工場を閉鎖して海外投資に中小企業問題解決の方向を求めたり、人員整理と引き換えに「救済融資」を望むようなことは真に中小企業問題を解決することにはならないことはいうまでもない。

わが国の中の中小企業の地位について「中小企業白書」は次のように指摘している。「わが国の中の中小企業の地位を総理府統計局『事業所統計』によっ

繊維独占による中小企業支配の実態

てみてみると、50年〔1975年〕には、民営非一次産業の事業所数は539万を数え、従業者数は3964万人となっており、そのうち、中小事業所数は99.4%、中小事業所に従事する従業者数は79.5%を占めている。」

ここで指摘されている数字は中小事業所の数字であって、中小企業の数字ではない。その中には当然大企業に所属する中小事業所がある。それでは中小企業の地位を正しく反映することはできない。従業者・労働者の労働から考えると、大企業所属の中小工場であっても、その工場設備・工場環境・保健衛生設備・労働条件などは、やはり中小企業なみの場合が多い。したがって中小工場の

労働者・勤労者の労働条件・生活条件を基本にして考える場合には、工場別・商店別にみる場合の方が実情にあっている場合もあるという指摘もあるが、大資本による中小企業の支配、収奪という「中小企業問題」の観点からみると、事業所単位の統計というのはどうだろうか。これでは大銀行の支店も大部分中小事業所に数えられ、これを中小企業とはとてもいえないであろう。

先に述べた大資本系列の中小企業と中小資本所有の中小企業との区別についていえば、現在の資料では統計的に区別することはむずかしい。そこでとりあえず「事業所統計調査」の企業別集計を利用して企業別の考察をしてみよう。

第1表 経営組織別事業所数および従業者数 単位1000

	事業所数	従業者数	個人業主数	家従業者族数	有給役員数	雇用者数
個人	3,764	10,750	3,764	2,593		4,483
法人等	1,644	29,103			2,474	26,629
公 共	184	5,264				5,264
(公務)	45	1,668				1,668
(公務を除く)	139	3,596				3,596
計	5,592	45,117	3,764	2,593	2,474	36,376
(公務を除く)	5,547	43,449	3,764	2,593	2,474	34,708

「事業所統計調査報告」昭和50年全国編より作成

同調査より作成した第1表をみると1975年5月15日現在、物の生産またはサービスの提供が事業として行なわれている事業所数は、個人経営の農林水産業、家事サービス業および純然たる公務を除いて5,547千事業所であり、そこで働く雇用者数は34,708千人である。このうち国、公共企業体および地方公共団体(以下公共と呼ぶ)に属するものは純然たる公務を除いて139千事業所3,596千人である。これは当然中小企業に

は属さない。

いま中小企業者の定義を中小企業基本法の常時使用する従業員の数の規定に従うとすると、第2表でみるように、会社組織に属するもののうち企業別に集計可能であった1,298千事業所22,985千人のうち中小企業に属するものは1,085千事業所(83.6%)11,839千人(51.5%)である。この比率を集計不能であった会社およびその他の法人、法人でない団体に拡大して推計し

織維独占による中小企業支配の実態

第2表 企業常雇規模別事業所数および従業者数
0 0 0 1 0 0 0

単位 1 0 0 0

	企業常雇規模別	事業所数	有給役員数	雇用者数
全業種	0~299	1,149	2,003	13,391
全業種	300~	149	81	9,594
	計	1,298	2,084	22,985
卸売業	100~299	19	18	443
小売業	50~299	27	19	473
サービス業	50~299	18	23	636
	中小企業	1,085 (83.6%)	1,943 (93.2%)	11,839 (51.5%)
	大企業	213 (16.4%)	141 (6.8%)	11,146 (48.5%)

「事業所統計調査報告」昭和50年会社企業編より作成

法人等	計	1,644	2,474	26,629
	中小企業	1,374 (83.6%)	2,306 (93.2%)	13,714 (51.5%)
	大企業	270 (16.4%)	168 (6.8%)	12,915 (48.5%)

してみると、第2表下段に示されるように1,3714千人となる。

個人企業については企業単位の集計はないが、別に標本調査ではあるが同じ総理府統計局の「事業構造基本調査」で行なわれている1974年の企業規模別有業者の集計と比較すると概ね一事業

所一企業と考えてよいと思われる。そうすると第3表でみるように個人企業で中小企業に属するものは3,762千事業所(99.9%)4,369千人(97.5%)となる。

以上を合計すると、中小企業に属する事業所は第4表によって5,136千事業所(92.6%)そ

第3表 個人従業者規模別事業者数および従業者数

単位 1 0 0 0

	個人従業者規模別	事業所数	個人業主数	家従業者族数	雇用者数
全業種	1~299	3,764	3,674	2,593	4,479
全業種	300~	0	0	0	4
	計	3,764	3,674	2,593	4,483
卸売業	100~299	0	0	0	1
小売業	50~299	1	1	1	51
サービス業	50~299	1	1	1	58
	中小企業	3,762 (99.9%)	3,672 (99.9%)	2,591 (99.9%)	4,369 (97.5%)
	大企業	2 (0.1%)	2 (0.1%)	2 (0.1%)	25 (2.5%)

「事業所統計調査報告」昭和50年全国編より作成

「事業所統計調査報告」昭和50年会社企業編より作成

織維独占による中小企業支配の実態

第4表 経営組織別事業所数および従業者数(中小企業、大企業分類)

単位1000

	事業所数	従業者数	個人業主数	家族従業者数	有給役員数	雇用者数
中小企業						
個人	3,762	10,632	3,672	2,591		4,369
法人等	1,374	16,020			2,306	13,714
計	(5,136) (92.6%)	(26,652) (61.3%)	(3,672) (99.9%)	(2,591) (99.9%)	(2,306) (93.2%)	(18,083) (52.1%)
大企業						
個人	2	118	2	2		114
法人等	270	13,083			168	12,915
(公務を除く)	139	3,596				3,596
計	(411) (7.4%)	(16,797) (38.7%)	(0.1%)	(0.1%)	(168) (6.8%)	(16,625) (47.9%)
合計	5,547	43,449	3,674	2,593	2,474	34,708

ここで働く雇用者数は18,083千人(52.1%)となる。その他に3,672千人(99.9%)の個人業主2,591千人(99.9%)の家族従業者2,306千人(93.2%)の有給役員がそこで生活している。これらのすべての人々を含めた従業者数でみると総数43,449千人のうち中小企業に属するものは26,652千人(61.3%)である。

この第4表にあらわされた中小企業のウエイト事業所数で92.6%従業者数で61.3%と「中小企業白書」でいわれているウエイト中小事業所数で9.4%中小事業所に従事する従業者数で79.5%との差すなわち事業所数で6.8%従業者数で18.2%は公共に属する事業所か大企業に属する中小事業所であるということになる。その他に先に述べたような大資本系列の中小企業、形式的には中小企業に数えられていても実質的には大企業の一工場や販売部門等である企業があるのであるが、資料の関係でその数量的分析は他日を期したい。

それではこのような中小企業のウエイトは時系列でみるとどうであろうか。いま集計の簡略化のため農林水産業および公務を除き、法人等で従業

業者300人未満個人で従業者100人未満を中小企業として先と同じ方法で集計して比較したのが第5表、第6表である。この二つの表をみると、1963年から1972年にかけて「高度成長」を誇っていたわが国で、中小企業は事業所数においても従業者数においても引き続き増加していくだけではなく、その増加率は大企業に比べても大企業と中小企業との構成比にあまり変化がなかったことにあらわれているように決して劣ってはいなかった。1973年のオイルショックを経て1975年になっても同じ傾向が続いている。このことは「就業構造基本調査」によっても認められる。もちろん中小企業を階層別・業種別に分析すればそれぞれ消長がありそれなりの意義が見出されるであろうがここでは総体としての流れを把握するだけにとどめておく。

いまや資本主義世界第2位の国民総生産をもつ高度な資本主義国に発達したわが国において中小企業の数が増加しつづけているだけではなく大企業と中小企業との構成比においてもほとんど変化がないということは、「中小企業」が資本主義生産様

繊維独占による中小企業支配の実態

第5表

経営組織別事業所数の推移(非農林水産業)

単位1000

	年度	総 数 (比率)	個人	法 人 等(比率)	公 共
中小企業	63	3,789 (94.4%)	3,007	782 (87.6%)	
	66	4,098 (94.2%)	3,185	913 (87.4%)	
	69	4,501 (94.2%)	3,457	1,044 (87.5%)	
	72	4,937 (94.1%)	3,684	1,253 (87.6%)	
	75	5,202 (94.2%)	3,760	1,442 (88.5%)	
大企業	63	244 (5.6%)	0	111 (12.4%)	113
	66	254 (5.8%)	1	132 (12.6%)	121
	69	278 (5.8%)	0	149 (12.5%)	129
	72	307 (5.9%)	0	177 (12.4%)	130
	75	322 (5.8%)	0	187 (11.5%)	135
合 计	63	4,013 (100%)	3,007	893 (100%)	113
	66	4,352 (100%)	3,186	1,045 (100%)	121
	69	4,779 (100%)	3,457	1,193 (100%)	129
	72	5,244 (100%)	3,684	1,430 (100%)	130
	75	5,524 (100%)	3,760	1,629 (100%)	135

「事業所統計調査報告」昭和50年解説編より作成

第6表

経営組織別従業者数の推移(非農林水産業)

単位1000

	年度	総 数(比率)	個 人	法 人 等(比率)	公 共
中小企業	63	19,665 (65.5%)	8,507	11,158 (60.8%)	
	66	22,490 (65.9%)	9,403	13,087 (60.6%)	
	69	24,858 (65.1%)	10,146	14,712 (59.3%)	
	72	27,395 (65.0%)	10,580	16,815 (59.7%)	
	75	28,417 (65.8%)	10,703	17,714 (61.3%)	
大企業	63	10,376 (34.5%)	76	7,501 (40.2%)	2,799
	66	11,640 (34.1%)	79	8,508 (39.4%)	3,053
	69	13,319 (34.9%)	71	10,098 (40.7%)	3,150
	72	14,719 (35.0%)	48	11,351 (40.3%)	3,320
	75	14,741 (34.2%)	41	11,183 (38.7%)	3,517
合 計	63	30,041 (100%)	8,583	18,659 (100%)	2,799
	66	34,130 (100%)	9,482	21,595 (100%)	3,053
	69	38,177 (100%)	10,217	24,810 (100%)	3,150
	72	42,114 (100%)	10,628	28,166 (100%)	3,320
	75	43,158 (100%)	10,744	28,897 (100%)	3,517

「事業所統計調査報告」昭和50年解説編より作成

式の「おくれた部分」でもなければその発展とともに「亡びゆくもの」でもなく、現代のわが国の産業構造それ自身に深く組み入れられているものと考えられ、独占資本による支配の構造を中小企業それ自身の内部で考察することの重要性を示している。こうした事実は、あたかも中小企業問題は現代資本主義分析の中心課題とはなりえないかのようにいう議論に大きな反省をせまることにもなっている。

- 1) 中小企業庁編『中小企業白書』78年版
107ページ。
- 2) 上林貞治郎『中小零細企業論』森山書店
1976年、21ページ。

Ⅲ 中小企業の存立条件

では「中小企業」はどのようにして現代の独占資本主義の産業構造に組み入られているのであるか。レーニンは『帝国主義論』において小企業と大企業との関係を次のように述べている。「ここに見られるのはもはや、小企業と大企業との、技術的におくれた企業と技術的にすんだ企業との競争戦ではない。ここに見られるのは、独占に、その抑圧に、その専横に服従しない者が、独占者によって絞め殺されるという事実である。¹⁾」

〈中小企業の存立条件を考える場合個別企業または個別業種の消長にとらわれてはならない。個々の消長にとらわれていると、一方では「中小企業滅亡必然論」となって展望を見失い、一方では「中堅企業論」「ベンチャー・ビジネス論」となって個々の経営者の能力に頼るということになる。〉そうではなくて全体として中小企業がどういう意味で独占資本主義体制を支え、どういうふうに独占資本の支配を受けているのか、それが問題なのである。

独占資本にとって中小企業は、一般的には個別資本と個別企業とのちがいを意識的に利用し、労働者をより低賃金で搾取し不況になればよりいたやす

く切り捨てるために存在するということにその最大の意味がある。例えば大手合織U社にはY工場という染色工場があった。U社はO染工という別会社を設立し従業員をこの会社に移籍するとともに、工場の建物・設備をU社からO社に賃貸しするという形式をとった。こうしたリースによる整理「合理化」は最近の不況下での減量「合理化」政策の最大の特徴となっている。何のことはない。労働者にしてみれば、自分らの過去の労働の成果が別会社の形態で現在の労働を搾取しているということだ。こういうなかで中小資本としての中小企業はどういう意味で存立しているのか。それは資本主義の発展、その経済の変化、その産業部門の消長、欲望の変化などによるのである。資本主義社会に景気変動の波があるからこそ、独占資本は好況期には中小資本に若干の「えさ」を与えてこれを動員して自己に奉仕させ、不況期にはその影響を中小資本にしわよせすることによってその資本価値を収奪する。

また個々の業種部門個々の商品のライフサイクルに発展の不均等があるからこそ、独占資本はその商品の開発期にはその負担を系列中小企業や中小資本に押しつけ、繁栄期にはその資本力によって生産を独占するか下請に組織してうまい汁を吸いあげる。その商品が衰退期に入るとその犠牲を再び系列中小企業や中小資本に転嫁しようとする。例えば織維産業の話ではないが、昨今各家庭に相当出まわっている電気もちつき器はある中小資本の開発したものだそうだが、売れるところみると弱電独占がその資金力と販売力によって自己の生産・販売ルートにのせ、開発した中小資本はその下請けに甘んじてるという。

このように独占資本の支配と収奪を受けながらも、とにかく個々の中小企業が存立しているのは基本的には中小資本家の経営と生活を守る意志と要求と斗いによるものであるといえるであろう。しかし他方一定数の中小資本家を保護温存するこ

織維独占による中小企業支配の実態

とは、資本主義体制を維持するために必要なことでもある。

大資本系列の中小企業でも中小資本所有の中小企業でも以上述べたようなことは、独占資本の立場からみた中小企業の存立条件というべきものである。これに対して製品の種類という性格と関連して社会的分業の単位としての個別企業の立場からみた存立条件がある。この面でみるとくわしくは次節で検討するように、需要の絶対的な大きさによりまたその変動予測の困難性によって必ずしも大量生産に適しない業種部門が考えられる。こうした業種部門では従来の条件とはちがったより根源的な中小企業存立の現実的基盤を見出すことができる。

- 1) レーニン『帝国主義論』国民文庫版34ページ。
- 2) 上林貞治郎、前掲書42ページ。

IV 中小企業存立の二つの形態

中小企業存立の形態、したがって独占資本による中小企業支配の形態はすべての業種すべての部門で同じではない。その業種部門で生産される製品が大企業向きで例えば自動車とか家庭電気製品のように大量生産であるか巨大タンカーのように大型製品であるか、それとも中小企業向きで織維や雑貨のように小ロット多品種生産であるかによって、独占資本による中小企業支配の形態に大きな相違があると私は考える。もちろんこの区別を固定的に考えてはいけないのであって、需要の変動とか技術の進歩とかによって今まで中小企業の事業分野であったところへ大企業が進出したり、逆に衰退する事業分野から撤退したりすることはよくあることである。

(1) 大量生産の業種部門における中小企業
その製品が大企業向きで規模の利益が得られる場合には、大企業は原則として一貫生産によって規模の利益を得るため原料から最終製品までの全

部門さらには流通部門まで支配を拡大する。規模の利益を得られない小企業は価格競争で大企業に敗れる。こういう部門では中小企業はどういう形で存在するのか。それは主として部品製造や加工工程を下請する下請企業としてである。この場合独占資本は資本の節約、景気変動の調節、低賃金の利用等を目的とする。

例えば織維産業の中でも大量生産のきく紡績業における下請の実態をみると、中小紡績においては伝統的な女子未成年者による低賃金の利用から最近は年少労働者の不足によって季節工による低賃金の利用にかわってきたが、12時間2交代制により公休出勤を含めると月間200時間を超える時間外労働が、あのオイルショック後の「不況」のさなかにさえ行なわれていた。また最近では雇用保険の特例一時金を利用するため6ヶ月毎に首切りを行なうことによってボーナスさえ節約される。

近年の下請の状況について市川弘勝氏は次のように述べておられる。「自動車・電機・造船などの部門においては、少数独占体が近代化された設備による量産体制を整備しても、外注部品や下請加工工程がこれに照應しなければ、合理化効果を十分に發揮できないことになる。それゆえ、従来のような資本節約、景気変動の調節弁、中小企業の低賃金利用などの目的をもったたんなる浮動的な下請利用から一步すすめて、独占体の生産技術体系に有機的・系統的に結合したかたちでの下請系列体制を整備し、必要があれば少数優良企業を選別・育成し、独占体の量産体制に照應して部品や加工品を適時・適量・適質に供給しうる体制の確立が強く要請される。¹⁾」このように大企業に直接支配される場合の中小企業下請化にとっては、まさしく選別・系列化・切り捨てが特徴的となる。

しかし他の企業の生産技術体系に有機的・系統的に結合して社会的分業の一単位をなさないような「企業」がはたして企業として社会的存在意義

があるだろうか。労働者にとってはこのような「企業」にあっては構内下請企業はもちろんのこと構外下請であっても社外工の本工化をめざすのが正しい方向であるといわれる一つの理由もそこにある。

(2) 小ロット多品種生産の業種部門における中小企業

その製品が中小企業向きで小ロット多品種短サイクルの場合には、大企業は原則として大量生産がきく部門したがって直接に独占が可能な部門（通常は原料部門だが食品工業などではそうでない場合もある）を支配することによって他の部門も間接的に支配しようとする。

このような製品は、生産技術の上でまた需要の予測可能性のうえで大量生産が不可能であり、したがってその生産を中小企業にゆだね大企業は原料の需給を調節しその価格を操作することによって「原料高・製品安」の状態をつくりだし、中小企業製品の生産費を切り上げることによってその利潤を奪おうとするのが一般的である。

市川弘勝氏は先に引用した文章に引続いて次のように述べておられる。「これらの業種部門のほかに、生産工程のうえで原料—半成品—一次製品—二次・三次製品という段階にわかれ、しかも原料に近い段階ほど独占資本による生産が支配的で最終製品に近くなるほど中小零細企業によって多く生産されているような業種部門—織維、鉄鋼、化学などの部門—においても系列支配が行なわれている。これらの部門における独占資本の下請加工利用は、「組立工業」的性格の強い業種部門におけるそれとは多少性質をことにし、独占資本の側からすれば、二次・三次製品分野の中小企業を系列支配することによって、自社製品の販売市場の確保、新製品市場の開拓などの意義をもつている面が大きい。²⁾」

同じことを前川恭一氏と中山金治氏は雑誌『経済』のシンポジウムで次のように論じ合っておら

れる。「前川氏、やはり製品の種類というか、性格との関連における効率の問題があると思います。大衆品だけではなく、ロットの小さい高級なものをおりませてつくろうとする場合には、あの一貫生産体制というのは、じつは効率的にみてかえって効率が悪く、消費需要の多様な変化にたいして柔軟に対応することができないのではないかと思うわけです。³⁾

「中山氏 家内労働の近代的集積を特徴とする日本が世界でもっとも成長率が高い。もっとも巨大企業に集中したイギリスが世界でもっとも成長率が低い。社会主義でもソ連型の大規模化がもっとも非能率的であるという反省がでていますね。……しかしながら、逆に日本の場合、小零細の分業構造に合理的な側面があるけれども、大企業にそのメリットが吸収されてしまい、はなはだしい差別という点がなんとも克服できない弱点として残っているわけですね。⁴⁾

中小企業の分野である川下部門には「自由競争」が残っているといわれる。しかし中小企業の分野でも決して19世紀的な「自由競争」が行なわれているわけではなく、中小企業は操作され管理された競争の下にありその成果を吸い上げ領有するのはもっぱら操作し管理する大企業である。ここに下請中小企業とはちがった形態での大資本による中小企業収奪の特徴がある。

いまその最終製品のほとんど100%が少ロット多品種生産で需要の不規則性のはなはだしい中小企業向きの製品である織維産業を通じてその実態を追求してみたいと思う。

1) 市川弘勝『現代日本の中小企業』新評論社
1968年138ページ。

2) 同上144ページ。

3) シンポジウム「中小企業の前途と日本経済」
『経済』1979年1月号、148ページ。

4) 同上149ページ。

V 織維産業における独占資本の支配

織維産業の実態の分析に入るにあたってまずことわっておかなければならることは、先にも述べたように小ロット多品種生産が多いのでその中の業種部門がかなり細分化されていることである。たとえば染色業とか縫製業とかいっても染色業一般、縫製業一般があるわけではなく、その工場の扱うものが綿織物、合織織物、毛織物あるいはニット（編物）かによってそれぞれ分かれてしまい、その中でもたとえばニットでは経編（トリコットのランジェリー等）横編（毛・アクリルのセーター等主として糸染）丸編（肌着・Tシャツ等）靴下・手袋等々に分かれている。そして染色業でも各部門の染色業者の間の結びつきよりも同部門の中の編立業者・縫製業者等々との結びつきの方がずっと強い。したがって私もすべての部門の実態に通じているわけではなく、ここでは主として丸編ニットの部門の例をとりあげていることをおことわりしておきたい。他の部門の実態としては適切でないことがあるかも知れない。

さて独占資本による中小企業の支配は経営のあらゆる部面に及んでいるので、中小企業問題としては例えば流通問題、金融問題、労働力問題あるいは税金問題等々その範囲はきわめてひろい。政策的には個々の問題ごとに検討しなければならないが、理論的に考える場合には基本的には流通過程における収奪と金融的収奪の二つの形態がその中心となる。しかも流通過程における収奪がより一そう根源的形態であると考えられる。

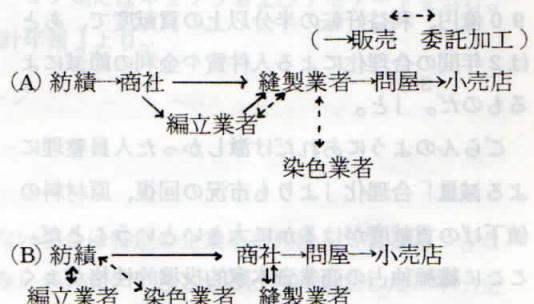
特に小ロット多品種生産の部門においては「価格」の問題が根源的な問題である。それには仕入価格としての吊り上げられた独占価格と販売価格としての過当競争によって切り下げられた価格という二つの面がある。つまりこれが流通過程における収奪の問題であり、ここではたんに規模の大きいものと規模の小さいものとが競争しているだけではなく、情報を独占し相手のことを「全て知

っているもの」と「何も知らないもの」とが競争¹⁾しているのである。だから何よりも情報を公開させ独占を規制しなければ「公正」な競争は保障されず「公正」な価格は形成されないとということになる。したがって価格競争の主要な現代的形態は情報能力の競争であるといつても過言ではない。

戦後わが国の重化学工業化の過程で織維産業は天然織維中心から合成織維中心へ大きな変貌をとげた。それにともなって織維独占による需給調節、価格政策にも大きな変化があらわれた。

従来綿紡績ではその製品を綿糸という半製品のままでこれを相場商品として糸商や加工業者に売り放してきた。これは価格構成のうえで大きなウエイトを占める原綿の大巾な価格変動による危険²⁾を避けようとする衝動が働いていたといえる。

第1図 ニット製品の流れ



この場合例えばニット製品の主要な流れは第1図(A)のようになっていた。綿糸は紡績から商社を経て縫製業者に売られ編立・染色を委託加工して染生地となるか、商社を経て編立業者に売られて白生地となり更に縫製業者に売られ縫製業者が染色を委託加工して染生地となる。染生地は縫製業者の手によって縫製されて製品となり問屋を経て小売店に売られる。

綿糸等については現在でも商品取引所で毎日相場が立っているが、以前は原糸はおろか生地についても製品についても商品取引所の相場を基準として価格が決められ、したがって午前と午後と価格のちがうことが再三あった。織維産業にたずさ

織維独占による中小企業支配の実態

わるものは、紡績業者はもちろんのこと編立業者も縫製業者も（ただし染色業者はほとんど委託加工なのでちがう）工業資本家というよりも商業資本家の性格を有し、生産過程で利潤を上げるよりも相場でもうけたり損をしたりつまり投機利益に依存する方が多かった。

この性格は現在でも強く残っている。例えば79年3月期の合纖7社の決算は経営利益で227億円の赤字から607億円の黒字に、同じく79年4月期の大手紡績9社の決算は225億円の赤字から374億円の黒字に様変りに好転したがその原因について当事者自身次のように分析している。ユニチカの太田取締役は「一つは市況要因。ポリエステル、ナイロン、綿糸などの価格が上昇した。これは金額にして40億円ほどで次は円高によるメリットだ。原燃料の価格ダウンによって90億円、利益好転の半分以上の貢献度で、あとは2年間の合理化による人件費や金利の節減によるものだ。³⁾」と。

ごらんのようであれだけ激しかった人員整理による減量「合理化」よりも市況の回復、原材料の値下げの貢献度がはるかに大きいということだ。ここに織維独占の商業資本家の投機的性格がよくあらわれている。しかしこのことは同時に織維産業全体の景気変動の波を大きくし、不況の回復をおくらせているといえよう。

しかし他方、織維独占自身必ずしもこのことを肯定的に評価しているわけではない。例えば総合商社の中で織維部門のウエイトが最も高い伊藤忠商事では、織維分掌副社長（当時）田中氏は前任者野村氏が指摘しつづけた「相場・仮需依存から実需取引依存への根本的な改革をはかる」という路線を受けついで「相場などでもうけた利益は身につかない。やはり汗水流して足で地道にかせいだものしか血肉にならない」ということをこの数年ことあるごとに織維部門に徹底、野村路線の具現化をはかってきた。こういう伊藤忠にみられる

織維経営姿勢の変化は日綿実業など各社に共通するもので、今後の商社の織維経営姿勢の根底に流れる考え方として定着しそうであるといわれている。⁴⁾

1950年代以降ナイロンをはじめとする合成織維が登場して以来先に述べた取引所の相場に直結して製品の価格が決まるという状況は大きく変ってきた。もちろん合纖糸は商品取引所には上場されていない。

合成織維は新らしい織維であるため、市場の新規開拓の必要から、糸以降段階における統制が強く要請され、紡績、織布、染色、縫製加工業者等の系列化によって最終製品の品質と供給量、さらには価格を維持⁵⁾しようとする政策がとられた。

合纖部門ではメーカーの数が少なく取扱い商社が限定されているので価格はメーカー指定の建値制がとられた。また新しい織維であるためその加工にはいろいろ新しい技術を必要としメーカーからの強力な技術指導が望まれた。特に染色工場ではそれぞれの合纖メーカーによる指定工場制がとられ指定工場以外で加工した場合はメーカーはクレーム処理の責任をとらないとするなど系列化をすすめた。

かくてこの部門では有形無形の援助やサービスその他宣伝費等を通じて中間需要の掌握がはかられそれは後発企業の合纖進出とともに市場確保の一手段として一般化したがさらに現在ではその選別・再編が強化されつつある。⁶⁾

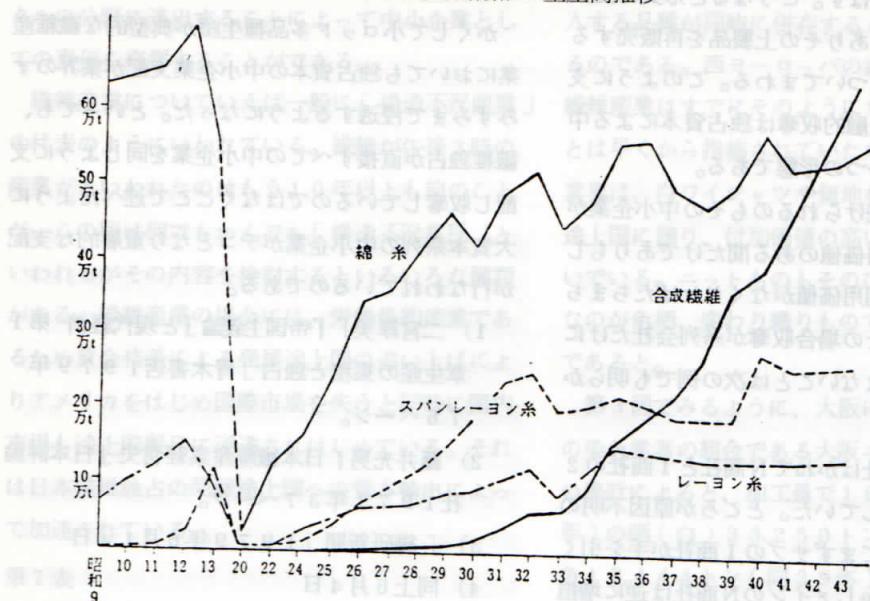
第2図で示されるように織維における合纖の比重が高まるにつれて、綿紡績でも従来のような売り放し政策では合纖資本の市場造出政策に対抗することが困難になりシェアの後退を招かざるをえなかった。

かくしてまず合纖混紡糸から建値制が導入され、今では純綿糸をも含めて3ヶ月毎の建値によって取引が行なわれるようになった。それだけ綿紡績の部門においても大手紡績・商社の市場支配力が

繊維独占による中小企業支配の実態

第2図

わが国主要繊維の生産高推移



(注) 紡績糸には混紡糸を含む。レーヨン糸にはキュプラおよびアセテートを含む。

(出所) 通産省調査統計部『繊維統計年報』より。

出所) 藤井光男『日本繊維産業経済史』8ページ

強まったというわけだ。

ニット製品の主要な流れも第1図(B)のようにかわった。紡績が原糸をそのままでは販売せず、編立・染色工程を委託加工して染生地として商社へ売り、商社はこれを縫製業者へ売って製品にし、更にそれを買上げ問屋を経て小売店に販売する。

だがこれで繊維市場全体が安定したということではない。原料部門(いわゆる川上部門)の価格は安定するがそのしわよせは川中川下の中小企業に押し寄せる。以前は相場でもうかることも損をすることもあったが今や相場でもうかることはなくなり売れ残りを押しつけられる中小企業としては逃げ場はなくなったのである。

中小企業がひしめき合っている川中川下部門では一般に過当競争によって価格が切り下げられるのであるが、もし大企業の希望通りの価格に下ら

ない場合は特定の企業を系列化して資金をつぎ込み「ダンピング」させる。先に成立した「中小企業事業機会確保法」で大企業のダミーまで禁止しなければならないといわれるのこういうわけである。

原料の供給など流通過程における収奪によって特定の大企業との結びつきが強くなった中小企業に対しては、それと平行してそれとからんで金融的収奪が行なわれる。これは特に中小企業を最後に絞め殺すときには絶大な力を發揮する。

大企業はまずその中小企業に担保を提供させることによって販売市場としてこれを確保する。担保の範囲でどんどん押し込み販売をして、例えば生地メーカーのD社ではその資金繰りはN商社の買掛金によって操作されているという状態になる。更にすすむとその製品を吸い上げて債権債務を相

織維独占による中小企業支配の実態

殺し担保の余力をのばす。こうなると形式は売買だが実際は下請けでありその上製品を再販売するときには高い金利がついてまわる。このように支払い信用を通じた金融的収奪は独占資本による中小企業支配のもう一つの形態である。

こういう状態が続けられるのもその中小企業が大企業にとって利用価値のある間だけでありもし景気変動その他で利用価値がなくなればたちまち切り捨てられる。その場合収奪が系列会社だけに限定されるものではないことは次の例でも明らかになる。

縫製メーカーO社はかねてN商社とI商社の2社を主な取引先としていた。ところが原因不明の融通手形が発覚してまずサブのI商社が手を引くことになった。しかしメインのN商社は逆に増担保を要求しますます取引を深めた。I商社が手を引いたことは当然他の取引先にもわかりN商社に問い合わせが来たが、担当部長は「絶対不渡りは出させないから協力してやってくれ。」といって再建プランまで示した。ところがそれから1ヶ月N商社はO社に前日まで製造させたすべての製品を吸い上げながら自分の債権と相殺して支払いをせずあっさり倒産させてしまった。だまされた中には信用金庫の支店長まであったという。

信用金庫はまあいいとしても夫婦2人でボタン等の付属品を納めていて1000万円の不渡りをくい20年間の汗の結晶をパーにした人など気の毒の限りであった。従業員も前日まで一生懸命働かされながら給料ももらえずわずかに残った製品等を処分してやっとまかなかったという。

それでもN商社は法的には倒産には何の責任もなくむしろ債権者であり担当者も平気な顔で他の縫製メーカーを使って後の商売を続いている。実質的には従業員の退職金すら奪って路頭に迷わせ多くの零細債権者の財産を奪ったのはN商社なのだ。しかしそれが大商社であれば中小企業は腹を立てながらもやっぱり取引を続けていかなければ

ならない。

かくして小ロット多品種生産が典型的な織維産業においても独占資本の中小企業支配が業界のすみずみまで浸透するようになった。といっても、織維独占が直接すべての中小企業を同じように支配し収奪しているのではなくここで述べたように大資本系列の中小企業がテコとなり重層的な支配が行なわれているのである。

- 1) 二宮厚美「『帝国主義論』と現代経済 第1章生産の集積と独占」青木書店1979年76ページ。
- 2) 藤井光男『日本織維産業経営史』日本評論社1971年37ページ。
- 3) 「織研新聞」1979年6月14日
- 4) 同上6月4日
- 5) 藤井光男前掲書37ページ。
- 6) 同上同ページ。

VII 織維独占の支配への中小企業の対応

このような独占資本の支配に対して中小企業はどうのに対応しようとしているのであろうか。これには二つないし三つの立場がある。それは大資本系列の中小企業の立場と中小資本所有の中小企業の立場である。後者の立場は現状では中小資本家の立場と労働者の立場とにわかれる。大資本系列の中小企業としては大資本の支配はさけられないものとして親会社との緊密化によって対応しようとする。これに対して中小資本家は親会社の多様化によって独占資本・大企業の支配網の「スキ間」をくぐって生きのびようとする。それは実現可能な道であろうか。

中小企業の発展を考える場合まずその企業が他の企業の生産技術体系に従属性に結合しているような企業ではなく社会的分業の一単位であることが前提となる。たとえ下請けの場合でもその製品（部品）なり加工技術なりが特定の親会社と結びついたものではなく他にも転用できるものである

繊維独占による中小企業支配の実態

ことが必要である。更には小ロット多品種短サイクルの分野に進出することによって中小企業としての真価を發揮することができる。

繊維産業についていえば一般に「構造不況産業」の代表のようにいわれている。繊維が午後3時の産業だといわれたのはもう10年以上も前のことだ。この頃は何でもかんでも「構造不況業種」といわれるがその内容を検討するといろいろな種類がある。繊維産業の場合には、労働集約産業であるため賃金格差による発展途上国への追い上げによりアメリカをはじめ国際市場を失うと同時に国内市場も途上国製品に浸透されはじめている。それは日本繊維独占の発展途上国への資本輸出によって加速されている。

第7表 繊維貿易の推移(単位・百万ドル、△=入超)

	繊維・同 製品輸出	輸		出入超
		繊維・同製品	繊維原料	
48年	3,461	1,933	2,273	△745
49	3,981	1,535	1,681	765
50	3,859	1,380	1,550	929
51	4,272	1,715	1,962	595
52	4,791	1,845	1,912	1,034
53	4,847	3,064	2,219	△436

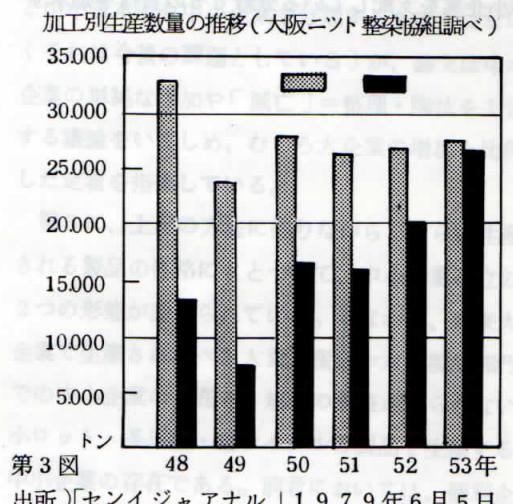
(大蔵省通関統計・速報値による)
出所)「繊維新聞」1979年4月18日

1973年(昭和48年)のオイルショックの年はわが国の繊維貿易の上でも歴史的な年であった。すなわちこの年には明治以来はじめて繊維の輸入が輸出をうわまわった。(第7表参照)。この表をみるとその後しばらくは出超がつづいたが、1978年(昭和53年)には再び入超になっただけではなく繊維製品の輸入が繊維原料の輸入をうわまわった。しかしその間にも繊維製品の輸出は伸びつづけたのである。

繊維製品の場合には、鉄鋼や造船や自動車とちがって輸出と輸入とは絶対的に対立するものではない。

つまり品種がきわめて多いので輸出する品種と輸入する品種が同時に併存するということもありうるのである。西ヨーロッパの諸国特に西ドイツの繊維産業はすでにそのようになっている。このことは早くから指摘されていたのであって「そこで業界は、白ワイシャツや無地ものの普及品は開発途上国に譲り、付加価値の高い製品への転進を急いでいる。ニットものもそのひとつだが、典型的なのが色柄、変わり織りものでのアイデア競争。¹⁾」であると。

第3図でみるように、大阪におけるニット生地の染色業者の組合である大阪ニット整染協同組合の集計によると、加工量で1973年(昭和48年)の晒(白)33,250トン(構成比71%)色13,444トン(同29%)から1978年(昭和53年)の晒(白)27,573トン(同51%)色26,686トン(同49%)へと推移しているのも、現実はその方向に進んでいることを示しているといえよう。



第3図 加工別生産数量の推移(大阪ニット整染協同組合)
出所)「センイジャナル」1979年6月5日

しかし問題はこのような国際分業・製品の高度化が誰の利益のために誰を犠牲にして行なわれているかという点にある。近年合纏及び綿紡の上位各社がそれぞれテキスタイル(生地部門)の別会社をつくったのも下位綿紡がテキスタイル部門を強

織維独占による中小企業支配の実態

化しているのも、大企業は大企業なりに糸の売り放しではなくより付加価値の高い部門を支配しその成果を吸い上げようとしていることを表している。

1) 「朝日新聞」1975年9月11日

おわりに－中小企業発展の展望－

現状の独占資本の支配体制のなかでもその支配と収奪から中小企業の経営とそこで働く労働者の生活を守ることはもちろん大切なことである。しかし独占資本主義社会がつづくかぎり大企業の中 小企業に対する支配・強制関係はなくならない。中小資本家も労働者階級に手を結び革新統一戦線・民主連合政府の力に依拠して独占資本の支配を規制しない限り中小企業発展の展望はない。

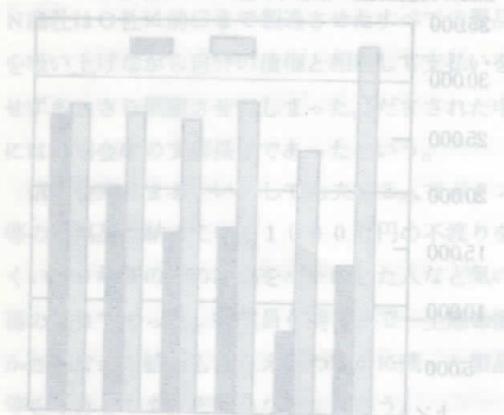
中小企業の発展を保障するためには、とくに金融機関との行政機関の民主化をそれによる援助がテコになると考えられる。それは二つの方向に作用することが必要である。一つは大企業が直接に中小企業を支配している分野でその責任を追求す

ることと一例えは「下請代金支払遅延等防止法」等々がさし示す方向。一つは大企業が間接に中小企業を支配している分野でその横暴を排除することと一例えは「中小企業事業機会確保法」等々がさし示す方向である。

小ロット多品種サイクルで一貫生産の効率が發揮できにくいような分野－生活が豊かになるにしたがって、このような分野が多くなると思うが－では中小企業の発展が期待できる。それが国民生活をより豊かにする道に通じまたそれでなければ真に中小企業が発展する道はありえない。

そして現代資本主義社会において本来国民生活を豊かにすべき巨大な生産力を発展させながら、それを独占利潤獲得の手段とすることによってその方向をゆがめ、国民生活を破滅させつつあるのが独占資本である。国民生活を豊かにし中小企業を発展させるためにはどうしてもこの不合理きわまりないものを除去しなければならないのである。

(1979年9月27日)



日本は世界の中小企業の大部分を占めるといわれています。しかし、この中小企業の多くは、大企業の品種・生産体制によって、その発展の余地が大きく制限されています。これは、大企業の品種・生産体制が、その他の中小企業の品種・生産体制と競争するため、中小企業の生産性を低下させ、競争力を弱めてしまうからです。そのため、中小企業は、大企業の品種・生産体制に対抗するため、自らの生産体制を整備する必要があります。しかし、この点で、中小企業は、大企業に比べて、設備投資や人材育成などのコストがかかるため、なかなか難しい状況です。

安満論文についてのコメント

安満論文についてのコメント

中村雅秀（主査・文責）、森岡孝二、下野克己

長年にわたってニット染色の小企業に働く安満氏の体験とたゆまぬ研究活動のみごとな統一として生まれた好論文である。とりわけ、ニット染色という繊維産業でも限られた労働現場の体験から出発しながら、問題を単に当該現場・産業にのみとどまらせず、必要な配慮を払いつつも「中小企業問題」一般のレベルにまで昇華せしめていること、あるいはまた実体験の中で得られた豊富な事実や材料を生きた姿で論文の各所にとり入れながら、同時にそれが研究論文としての本稿の課題と方法にみごとに統一されていることは、本論文全体を貫く大きな特徴となっている。その意味で、この論文が安満氏の日常的な並々ならぬ研究努力の結果であることはもちろん、かなり広範な問題意識とその追求努力が本稿の後陣を成しているように思われる。さらに、分析の方法と論理の展開がきわめて明瞭であることもこの論文の特徴の一つであり、そこでまず氏の方法と論理にそって内容上の特徴をみてみよう。

第1に、論文の方法上の最大の武器ともなっている点は、(1)個別資本と個別企業の理論的区分と(2)社会的分業と企業内分業の現実的関連という2つの視角を「独占による中小企業支配」の性格分析に直接とり込んだことにある。(1)は野村秀和氏の研究成果を生かしたものであるが、大企業による中小企業支配一般の分析から、業種別の実態分析や「中」と「小」あるいは「中小」と「零細」の区分や分析問題にされている今日の「中小」企業研究の進展にあたって、本稿が「大資本所有の中小企業」と「中小資本所有の中小企業」の区別を主張し、問題解決の手がかりを求めている点は

極めて興味深い。また、(2)についても、独占の支配が一方的に貫徹する傾向が強いが故に、大企業の「企業内分業」があたかも社会的性格（合意）を得たかにみえる中小企業の実態にあって、その区別を大企業の中小企業支配の実態との関連で考察し社会的分業の1単位として国民生活の中に生きる中小企業の在り方を提起していることは理論的にも未開拓な社会的分業と企業内分業の関連性を考えるうえでも重要な示唆であろう。

第2に、論文はこうした方法に基いて、中小企業事業所数やそこに働く従業者数の推計を行い、「中小企業白書」等に示される従来の推計を再検討している。それは、直接に大資本所有中小企業と中小資本所有中小企業を分類するものではない（それは今後の課題としている）が、論文は中小企業の単純な増加や「滅亡」＝整理・陶汰を主張する議論をいましめ、むしろ大企業の増加と比例した定着を指摘している。

第3に、上記の方法に拠りながら、さらに生産される製品の性格にもとづいて、中小企業存立の2つの形態が論じられている。すなわち、本来大企業で生産されるべき大量生産品や大型製品部門での中小企業の存在と、規模の利益が得られない小ロット・多品種・短サイクルの製品を生産する中小企業の存在である。前者においては、個別企業と個別資本の意識的利用や種々の「合理化」コストの押しつけのためにむしろ意識的に「中小企業」の存立を生み出すかたちで、大企業の支配が行なわれているのに対し、後者にあっては、流通支配や金融的支配による「操作され管理された競争」の強制による中小企業支配の実態が示されて

いる。安満氏の主張は、この前者にあっては、大企業の支配に対する規制がむしろ直接的に中小企業存立と発展の根拠であり、将来にあっては（社会主義的諸制度の下では）むしろ企業内分業の計画性の中に組み込まれるべき性格を多分に有しているのに対し、後者にあっては大企業の支配と斗いながらむしろ国民生活の向上に直結しながら社会的分業の一翼を担いつつ中小企業それ自体としての発展をめざすべきである、とする点にあるようと思われる。そして、織維産業の性格から多くの業種はこうした位置にあるものと論じている。

以上のような特徴をもった本稿は、その理論的視角の明解さと問題意識の豊富さにおいて大きな成果を生み出したものといえる。安満氏自身がすでに論文の中でいくつか次の課題を発見しているが、本稿の主テーマはむしろ「独占企業下の中小企業の実態」であり、さらに豊富な実践的素材を持っていると考えられる 60 年代から 70 年代にかけての織維産業の歴史と展開、あるいは「小ロット多品種短サイクルで一貫産業の効率が發揮できにくいような分野」における中小企業の実態と展望それ自体を論ずるかたちで、今後の一層の研究の進展が期待される。

（本文）この論文は、筆者が著書『日本の中小企業』（岩波新書）で述べた内容を改めて、より詳しく述べたものである。筆者は、まず、日本における中小企業の現状を、その業種別、地域別、規模別など多角的に分析する。次に、中小企業の問題として、生産性の低さ、設備の古さ、技術の停滞、資金調達の難しさ、人材育成の不足、競争力の弱さなどを挙げ、これらが中小企業の発展に及ぼす影響を考察する。最後に、中小企業のための政策提唱を行う。この中で、筆者は、政府が中小企業に対する支援策として、生産性向上、技術革新、人材育成、資金調達、競争力強化等の目標を定め、具体的な政策手段として、税制改正、融資制度の整備、人材育成支援、技術開発支援、海外展開支援等を提案している。